令和８年９月 10 日

米 原 市 農 業 委 員 会

令和８年第９回総会

議　　事　　録

令和８年第９回米原市農業委員会総会議事録

１．　開催日時　令和８年９月 10 日（木）14 時 00 分から

２．　開催場所　米原市市役所本庁舎３階　３C

３．出席委員（１３人）

会長		中川　薫
副会長		髙田由利
委員	１番	椋田稔夫
委員	２番	阿原秀生
委員	４番	廣田泰廣
委員	６番	大谷　章
委員	７番	長尾宏眞
委員	８番	堀田嘉広
委員	９番	林　清美
委員	１０番	西川一郎
委員	１４番	細田哲司
委員	１５番	北澤善久
委員	１７番	高居重裕

４．欠席委員（５人）

委員	５番	髙橋兵助
委員	１１番	須戸清次
委員	１２番	山形寛吏
委員	１３番	小谷　毅
委員	１６番	大久保秀雄

５．議事録署名委員

委員	４番	廣田泰廣
委員	６番	大谷　章

６．議事日程

議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　　農地法第４条の規定による許可申請について

議案第３号　　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第４号　　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について

議案第５号　　農地・非農地の判断について

７．その他

８．農業委員会事務局職員（出席者）

事　務　局　長　　三條　秀行

次　　長　　田中　崇喜

主　　任　　田中　優登

９.農政課（出席者）

主　　事　　磯嵜　睦

10. 会議の概要

別紙のとおり

午後２時００分　開会

○事務局長

それでは、ただいまより、令和８年第９回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長より御挨拶をいただきます。

（会長挨拶）

○事務局長

それでは、会議規則第４条に、「会長は、会議の議長となり、議事を整理する」と規定されておりますので、以後、議事進行をお願いいたします。

本会議の議事録は、農業委員会等に関する法律第３３条の規定に基づき、公表いたします。円滑な審議のため、議題と直接関係のない発言はお控えください。

○議長

それでは、これより会議を開催いたします。

なお、携帯電話につきましては、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

本日の出席委員は１３名であり、過半数に達しております。

議事録署名委員の選出については、４番、廣田委員、６番、大谷委員です。

それでは、議事に入る前に、８月分の案件について事務局から報告をお願いします。

○事務局

それでは、去る８月１０日に開催しました令和８年第８回総会での農地法許可に関する報告をさせていただきます。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請」の議案件数２件、第２号「農地法第４条の規定による許可申請」の議案件数１件、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請」の議案件数４件中２件につきましては、令和８年８月１０日付で許可書を交付したことを報告いたします。

また、議案第３号整理番号３１号につきましては、令和８年８月２４日付で開発許可と同時許可で許可書を交付したことを報告します。

議案第３号整理番号３４号につきましては、８月１９日開催の常設審議委員会にて了承を得たことを報告します。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続きまして、議事に入る前に、本日の配付資料について事務局からの説明をお願いします。

（資料説明）

○議長

それでは、今月の現地確認の担当委員を代表して、西川委員から現地確認の結果報告をお願いします。

○西川委員

それでは、現地確認について報告します。

議案第２号、第３号に係る申請地の現地確認を、８月２１日金曜日に、書類審査委員会終了後、林委員と私とで行きました。事務局から現地で申請内容等の説明を受け、現地の状況など確認を行いました。

今回の議案につきましては、いずれも申請どおりの現地でありましたことを御報告させていただきます。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」説明いたします。申請のありました案件は２件です。

なお、位置図及び詳細につきましては、事前に送付しました議案書に記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

ページは１ページ、整理番号５３号でございます。図面は①、２ページから４ページを御確認ください。

土地の表示、長岡地先、登記地目、田、現況地目、田、面積４４７㎡、ほか３筆、計６，０３６㎡、申請理由、売買、主な作付作物は水稲。

本申請は、譲渡人は大津市に住んでおり、地域の農業に関わることができないことを主な理由とする売買での所有権移転でございます。譲受人は、地域で生活しており、経営規模拡大を図るため、今回の申請となったものです。

続きまして、整理番号５４号でございます。図面は②、５ページ、６ページを御確認ください。

土地の表示、宇賀野地先、登記地目、田、現況地目、田、面積３，６２０㎡、申請理由、売買、主な作付作物は水稲。

本申請は、譲受人の農地が開発事業の対象地となったため、その代替地として、申請地を譲渡人から売買により所有権移転を行うものでございます。

以上でございます。

なお、今回上程しました案件につきましては、農地法第３条第２項によります全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

これで、説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」説明が終わりました。これより、採決を採りますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第１号、整理番号５３号の質疑に入ります。

質疑の前に、担当委員である私から補足説明をさせていただきます。

この整理番号５３号の農地法３条につきましては、譲受人が経営拡大を進めている方。譲渡人はもうこちらの地元には帰ってこられず、それぞれ地元の財産等も処分されている状況で、今回申請の農地を譲受人に譲渡するということです。耕作は今現在、ほかの方が耕作されておられます。この方は譲渡人から委託されておられたのですけれども、引き続き譲受人からの依頼で現状の耕作者である２名が、引き続き耕作されていくということで、所有権は譲受人に移譲するということです。耕作者も譲受人も皆承諾を確認させていただいておりますので、御報告させていただきます。

それではこれについて、皆様方の御審議よろしくお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。この議案第１号、整理番号５３号につきまして何か御質問がありましたら、御発言いただきたいと思います。

ありませんか。

（質疑なし）

○議長

それでは、質問もないようですので、これより採決をいたします。

議案第１号の整理番号５３号について、許可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

ありがとうございます。

挙手多数によりまして、議案第１号の整理番号５３号は、申請のとおり許可といたします。

次に、議案第１号、整理番号５４号の質疑に入ります。質疑の前に、担当委員の北澤委員から補足説明をお願いいたします。

○北澤委員

５４号につきましては、譲受人は、ほかの地区で同じぐらいの面積の田を所有していたのですけれども、住宅地造成によりその農地がなくなってしまいまして、代

替できないので、申請地の農地の取得申請となっているものです。譲受人の住所は彦根市となっていますが、もともとはこの農地の近くに住んでいらっしゃった方で、農業用の倉庫も所有されていまして、田植機、コンバイン、乾燥機などを所有されておりまして、具体的にはもう既に代替農地を借りて、度々通って機械を使って耕作をされているということですので、実態的な問題はないものと考えております。

年齢的には懸念事項はあるのですけれども、農地のほうは３反ぐらいかたまった田んぼで、通りの大きいほうに面しており、地形もほぼ正方形に近い形のきれいな地形です。本人がもう耕作できなくなっても、近隣で営農されている営農法人さんに耕作をお願いすれば、すぐにであれば引き受けていただけるような状況だと思います。この方が離職されても、そのまま農地の受入れ場ということでは、問題ないと考えておりますので、以上を考えまして、申請を認めるのに特には問題ないものと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

それでは質疑に入ります。議案第１号、整理番号５４号につきまして何か御質問ありましたら、御発言いただきたいと思います。

（質疑なし）

○議長

質問もないようですので、これより採決いたします。

議案第１号の整理番号５４号について、許可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

○議長

ありがとうございます。

挙手多数によりまして、議案第１号の整理番号５４号は、申請のとおり許可といたします。

次に議案第２号の審議を行います。

議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」の２件について説明します。なお、図面及び詳細については、議案書に記載しておりますので、説明は一部省略させていただきます。

まず、ページは７ページ、整理番号６号となります。図面は③、８ページから１１ページを御確認ください。

本案件は土地の表示、飯地先、１４７㎡について、一般個人住宅への用途変更です。

本申請地は、農振白地、市街化調整区域となっております。

また、住宅が連たんしている区域に近接している区域内にありまして、その規模が１０ha未満であることから、第２種農地に該当すると考えられます。

申請人は、相続した土地の一部が住宅敷地として無許可転用状態にあると判明したため、実態に合わせ是正を図り、既存住宅の適切な維持管理と居住継続のため、一般個人住宅として農地転用申請するものです。

次にページは７ページ、整理番号７号となります。図面は④、１２ページから１５ページを御確認ください。

本案件は土地の表示、磯地先、３１３㎡について、車両置場への用途変更です。

本申請地は、農振白地、市街化調整区域となっております。

また、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第２種農地に該当すると考えられますが、申請地以外のほかの土地で、当該事業目的が達成することができる場合には、原則として許可できません。

ただし、本件につきましては、業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるとされています。

申請人は、親の代から無許可で造成・利用されてきた当該地を、現在は自らの事業用車両置場として使用しています。この利用実態を適法な状態へ是正し継続利用するため、農地転用申請するものです。

以上、２件でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」整理番号６号、７号について説明が終わりました。

これより、採決を採りますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、整理番号６号の質疑に入ります。質疑の前に、担当委員である北澤委員から補足説明を求めます。

○北澤委員

整理番号６号の案件でございますけども、相続をされ、登記のときに気付かれたのですが、建物の内の一部、１４７㎡の土地が農地になっておりまして、是正をするために申請があったものです。建てられてから５０年ぐらいの年月がたっています。所有者の方が市外にお住まいですけども、お母さんが亡くなられた関係で、こちらに引っ越してきたいと。住まいの増改築も考えていらっしゃって、そのときに問題にならないように、今回の申請となった次第で、問題ないと考えております。

以上で、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長

それでは、整理番号６号の質疑に入ります。質疑の前に北澤委員から説明をいた

だきましたが、皆様方からの何か御質問等がございましたら、お願いします。

（質疑なし）

○議長

質問もないようですので、これより採決いたします。

議案第２号の整理番号６号について、可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

○議長

ありがとうございます。

挙手多数によりまして、議案第２号の整理番号６号は許可相当といたします。

次に整理番号７号の質疑に入ります。質疑の前に担当委員である椋田委員から補足説明をいたします。お願いいたします。

○椋田委員

この土地は既に、造成工事が行われておりまして、車両置場となっております。申請人の父が自動車修理販売を営む親族に、申請地を貸し付けるため、造成工事を行ったものと思われます。今回現状に即した適正な手続を行うため、農地転用申請をされるものであり、現地を確認したところ、特に問題はないと思われます。

以上です。

○議長

それでは、質疑に入ります。何か御質問がありましたら、御発言いただきたいと思います。

（質疑なし）

○議長

質問もないようですので、これより採決いたします。

議案第２号の整理番号７号について、可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

○議長

ありがとうございます。

挙手多数によりまして、議案第２号の整理番号７号は許可相当といたします。

以上、整理番号６号、７号につきましては、３０アール以下の第２種農地区分の許可相当でありますので、県農業会議には諮問せず、許可するものとし、許可書を交付することに異議ございませんか。

（異議なし）

○議長

異議なしと認めます。以上のことから、整理番号６号、７号につきましては、県農業会議に諮問せず許可書を交付いたします。

次に議案第３号の審議を行います。

議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」の３件について説明します。なお、図面及び詳細については、議案書に記載しておりますので、説明は一部省略させていただきます。

まず、ページは１６ページ、整理番号３６号となります。図面は⑤、１７ページから２１ページを御確認ください。

本案件は、土地の表示、大清水地先、ほか１筆、計０．９㎡を、営農型太陽光発電に伴う送電線施設（一時転用）として利用するため、賃貸借による権利設定です。

本申請地は、農振白地、非線引き区域となっております。

また、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第２種農地に該当すると考えられますが、申請地以外のほかの土地で当該事業目的が達成することができる場合には、原則として許可できません。ただし、本件につきましては、業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるとされています。

譲受人は、米原市との共同事業である営農型太陽光発電の送電設備設置のため、送電経路の中間に位置する当該地を取得し、事業に必要な送電設備用地として農地転用申請するものです。

次にページは１６ページ、整理番号３７号となります。図面は⑥、２２ページから２７ページを御確認ください。

本案件は、譲渡人ほか１人の所有の土地、磯地先ほか１筆、計７７９㎡を、特定建築条件付売買予定地（２区画）として利用するため、売買による所有権移転です。

本申請地は、農振白地、市街化調整区域となっております。

また、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第２種農地に該当すると考えられますが、申請地以外の他の土地で当該事業目的が達成することができる場合には、原則として許可できません。ただし、本件につきましては、業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるとされています。

譲受人は、地域の住宅需要に対応するため、代替地のない良好な住環境を備えた当該地を取得し、二棟の一般住宅を建築・分譲するための住宅用地として農地転用を申請するものです。

次にページは１６ページ、整理番号３８号となります。図面は⑦、２８ページから３３ページを御確認ください。

本案件は土地の表示、飯地先、３４９㎡を、自己用住居として利用するため、売買による所有権移転です。

本申請地は、農振白地、市街化調整区域となっております。

また、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第２種農地に該当すると考えられますが、申請地以外のほかの土地で当該事業目的が達成することができる場合には、原則として許可できません。ただし、本件につきましては、業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるとされています。

譲受人は、子供の成長に伴う自宅の狭小化解消と事業用機材を保管する倉庫の確保のため、取引先より譲受した当該地を取得し、自己用住居を建築するための用地として農地転用申請するものです。

以上、３件でございます。御審議を、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３６から３８号についての説明が終わりました。

これより、採決を採りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、整理番号３６号の質疑に入ります。質疑の前に、担当委員である大谷委員から補足説明をします。

○大谷委員

この土地は、航空写真だと全部山林になっていますけど、現地確認に行ったときには、もう造成されておりました。農業委員会に連絡がなかったものですが、営農型太陽光発電の送電線の電柱を立てるという中身で、これは何ら現地、問題はないと判断しましたので、御審議よろしくお願いいたします

○議長

それでは、質疑に入ります。

何か御質問ございましたら、御発言いただきたいと思います。

（質疑なし）

○議長

特に質問もないようですので、これより採決をいたします。

議案第３号の整理番号３６号について、可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

○議長

ありがとうございます。

挙手多数によりまして、議案第３号の整理番号３６号は、許可相当といたします。

続きまして、整理番号３７号の質疑に入ります。

質疑の前に、担当委員である椋田委員から補足説明をお願いいたします。

○椋田委員

対象地は、開発許可申請が行われている土地であり、２区画の分譲地として利用される予定であることを確認しております。現地の状況及び申請内容を確認したところ特に問題はないと思われます。

以上です。

○議長

それでは質疑に入ります。何か御質問がございましたら、御発言いただきたいと思います。

（質疑なし）

○議長

質問もないようですので、これより採決いたします。

議案第３号の整理番号３７号について、可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

○議長

ありがとうございました。

挙手多数によりまして、議案第３号の整理番号３７号は、許可相当といたします。

続きまして、整理番号３８号の質疑に入ります。質疑の前に、担当委員である北澤委員から補足説明をお願いいたします。

○北澤委員

整理番号３８号についてでございますけども、この申請の経緯は、先ほど事務局から説明があったとおりでございます。現地に推進委員さんと一緒に出向いて確認をしたのですが、申請地もその周りの土地も現状は休耕地で、ここに住宅を建てるということです。申請については、承認いたしましても問題は発生しないものと考えております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長

それでは、質疑に入ります。何かこの案件につきまして御質問がありましたら、御発言いただきたいと思います。

（質疑なし）

○議長

特に質問もないようですので、これより採決いたします。

議案第３号、整理番号３８号について、可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

○議長

ありがとうございました。

挙手多数によりまして、議案第３号の整理番号３８号は、許可相当といたします。

整理番号３６号から３８号につきましては、面積が３０アール未満の第２種農地の許可相当でありますので、県農業会議に諮問せず、許可するものとし、許可書を交付することに異議はございませんか。

（異議なし）

○議長

異議なしと認めます。

以上のことから、整理番号３６号から３８号につきましては、県農業会議に諮問せず許可書を交付いたします。

次に、議案第４号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」担当の農政課に説明を求めます。

（農政課による説明）

○議長

ただいま、農政課から議案第４号の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。何か御質問がありましたら、御発言いただきたいと思います。

（質疑なし）

○議長

質問もないようですので、計画案のとおり同意することに決したいと思いますが、これに異議はございませんか。

（異議なし）

○議長

異議なしと認めます。議案第４号については、同意することといたします。

次に、議案第５号の審議を行います。

議案第５号「農地・非農地の判断について」事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議案第５号「農地・非農地の判断について」説明いたします。

農業委員会は、農地利用状況調査等でＢ分類と判定した農地については、総会に諮り農地・非農地判断を行うことになります。

非農地として判断された対象地については、所有者・税務課・法務局に非農地になった旨の通知を行い、農地台帳から削除します。一方、非農地と判断されなかった対象地は、農地として利用意向調査を実施することになります。

それでは、お手元の調書と資料について、説明をいたします。

ページは３９ページ、整理番号３号でございます。図面は⑧、４０ページ、

４１ページを御確認ください。

土地の表示、上多良地先、登記地目、畑、現況地目、山林、面積３４㎡。確認担当委員、大谷委員、西川委員、角田委員でございます。

続きまして、整理番号４号でございます。同じく図面は⑧、４０ページ、４１ページでございます。

土地の表示、上多良地先、登記地目、畑、現況地目、山林、面積１３４㎡。確認担当委員、大谷委員、西川委員、角田委員でございます。

以上、２件でございます。

なお、今回上程しました案件につきましては、令和元年１１月１日付の農林水産省「農地法の運用について」の中で、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合は、非農地と考えるというふうに記載されております。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局から議案第５号「農地・非農地の判断について」説明が終わりました。採決を採りますので、よろしくお願いいたします。

質疑に入ります前に、確認担当委員を代表して、農地部会長の大谷委員より補足説明をお願いいたします。

○大谷委員

現地確認を代表しまして、報告します。令和８年９月４日、午前９時事務局職員とともに、議案書に記載されている２件についての現地及び航空写真等で確認を行いました。非農地と判断できる状況であったことを報告します。

○議長

ありがとうございました。それでは、整理番号３号、４号の質疑に入ります。何か御質問がありましたら、御発言いただきたいと思います。

（質疑なし）

○議長（中川）

質問もないようですので、これより採決いたします。

議案第５号の整理番号３号、４号を非農地として判断することについて、可とする方の挙手を求めます。

（挙手あり）

○議長（中川）

挙手多数によりまして、議案第５号の整理番号３号、４号は非農地として判断することに決します。

以上で本日の議案審議は終了いたします。

午後　　３時００分　閉会